

# 本校で発生した「いじめ重大事態」について(要約)

## 1. 事案の概要

- 被害生徒(A): 当時高校1年生。適応障害、抑うつ状態と診断され、不登校後転学。
- 加害生徒(B・C): 当時高校1年生(現在は3年生)。
- いじめの内容: 上履きへの落書き、トイレ個室での撮影、写真への着替え中の映り込み、スカート ウエスト部分に手を入れるなど。
- 経過: 2022年4月からいじめが始まり、6月10日からAは不登校。8月31日に転学。9月16日に保護者から「重大事態」の申し出があり、第三者調査委員会が設置された。

## 2. 調査結果

- いじめの認定: 第三者調査委員会は、Aの主張に基づき、BとCの行為の多くをいじめと認定。単なる悪ふざけや友人間の行為と捉えるのではなく、Aが心身の苦痛を感じていた点を重視。
- 学校の対応の問題点:
  - いじめ防止対策推進法の理解不足。「重大事態」の認識不足。
  - 担任任せの対応。保護者への連絡不足、学習支援の遅れ。
  - Aが教員に相談しにくい状況。担任の指導方法に問題があり、Aは不信感を抱いていた。
  - スクールカウンセラーの利用方法の周知不足、相談体制の整備不足。
  - Aへの対応不足(クラス替えの検討不足など)。
  - いじめに関するアンケートの内容不足(周囲の生徒からの情報収集など)。

## 3. いじめと不登校の因果関係

Aは、いじめによって学校へ行くことが苦痛になり、適応障害、抑うつ状態、不登校に至ったと認定。

## 4. 学校の対応の問題点詳細

- 法律の理解不足: いじめの定義や重大事態の認識不足が、対応の遅れや不十分さにつながった。
- 担任任せの対応: 担任と保護者との間のコミュニケーション不足、情報共有不足が深刻な状況を招いた。管理職や学年主任の関与も不足。
- 相談しにくい環境: 担任の指導方法が生徒からの信頼を損ね、相談を躊躇させる要因となった。他の教員も状況を把握していながら適切な対応を取らなかった。
- スクールカウンセラーの体制: 配置日数や周知不足が、必要な生徒への支援を妨げた。
- 生徒への対応: クラス替えの検討や情報共有など、Aの状況に合わせた柔軟な対応が不足。
- いじめに関するアンケート: 質問内容が不十分で、いじめの早期発見に繋がりにくい。

## 5. 再発防止策（学校の取り組み）

- 研修体制の整備：教職員向けの研修を定期的実施し、いじめ防止対策推進法やガイドラインの理解を深める。本件報告書を教職員間で共有し、生徒指導のあり方を検討。
- 組織体制の強化：「校務委員会」や「特別指導委員会」でいじめ対応の進捗管理を行う。スクールカウンセラーを構成員に加え、専門的な助言を求める。外部専門家への相談体制を整備。
- 事実把握の徹底：周囲の生徒への聞き取り調査を実施。被害生徒の「傷つき」の視点を重視。
- スクールカウンセラーの体制整備：配置日数を増やし、利用方法を積極的に周知。
- 生徒向け授業の実施：いじめ問題に関する授業を行い、生徒の理解を深める。
- 早期発見：いじめに関するアンケートの内容の改訂、個別面談の実施、Classi(メール機能付きアプリ)やスクールライフ(担任との交換日記)の積極的な活用

法律の理解不足、組織的な対応の遅れ、生徒への寄り添いの不足などのため、このような事態が発生してしまいました。被害生徒および被害生徒の保護者の皆様に対し心よりお詫び申し上げます。学校でのいじめ問題の深刻さ、学校側の対応の重要性をあらためて理解し、第三者調査委員会で作成された報告書の提言を真摯に受け止め再発防止に向けて具体的な取り組みを進めていきます。教職員一人ひとりが、いじめ問題に対する意識を高め、生徒が安心して学校生活を送れる環境を作る努力を続けていきます。

2022年4月から2022年6月にかけて本校で発生した「いじめ重大事態」について、第三者調査委員会の報告書(2023年11月作成)の内容を『2. いじめ重大事態発生への報告』に記します。